

「著作権教育」としての学習内容

著作物に触れて著作者を意識する

「著作権教育」の学習のねらい

読書や音楽鑑賞, 絵画鑑賞などの場合にも著作権を意識する。

- 読書や音楽鑑賞, 絵画鑑賞などの芸術鑑賞という行為が, 他人の誰かの作品の鑑賞であることを意識させる。
- 小説や音楽, 絵画などは, 著作権のある著作物であるという考えを意識させる。
- 著作者と著作物の関係について, 「著作権は著作物を創作した著作者が保持している」という関係にあることを理解させる。

生徒の活動

- 読書, 音楽鑑賞, 絵画鑑賞 (教科書等の図版を含む) で感想文を書く。
- 作者紹介がない場合は, インターネットなどで作者について調べる (検索する)。
- 過去の卒業生・在校生の先輩などの作品を見る。

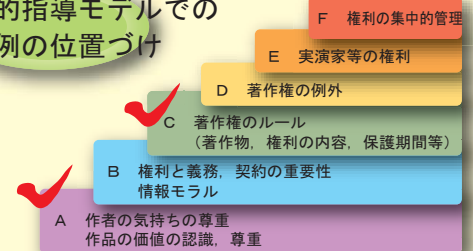
「著作権教育」の指導のポイント

- 著作物には著作者の権利があるという考え方 (法的な裏付けがあるということ) を理解させる。
- 読書, 音楽鑑賞, 絵画鑑賞などにより作品を創作した人を意識することで, より身近に大切に思う気持ちを育てるように指導する。

これだけは! 押さえない指導内容

- 作品には必ず作者が存在していることを考える習慣をつけさせる。
- 作品 (著作物) と作者 (著作者) の両方が法律で守られることを理解させる。
著作権は文芸, 学術, 美術, 音楽などが創作活動で作った著作物を対象とする権利で, 著作者が有している。この著作権は「著作権法」で規定されている。
- 著作者の権利には, 大別して「著作者人格権」と「著作権 (財産権)」の2つの権利があることを理解させる。
 1. 著作者人格権は著作者の人格的利益を保護する。
 2. 著作権 (財産権) は, 著作者の財産的利益を保護する。

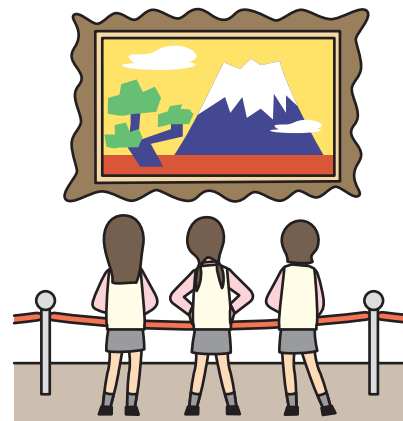
段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



具体的な展開例

読書、音楽鑑賞、絵画鑑賞などをする場合の留意点について、次のようなポイントを話し合う。

- よい・悪いだけで作品を鑑賞するのではなく、どのような作品も人間が作っていることを意識する。
- 人には個性があるので、作られた作品にはその人の個性（作風）が盛り込まれている。このような創作物は「著作権法」という法律で守られている。
- 鑑賞している作品に（教科書等に）詳しい解説がない場合、その作品に興味を持った人はさらに自分で調べて同じ作者によって創作された他の作品を鑑賞し、比較してみることは大切である。



この事例の実践に参考となる教材・資料

特定非営利活動法人 eラーニング教育開発センター「著作権 eラーニング講座」

http://www.eled.jp/cpcm/demo_honka/m010000.html

